

頁)及び桑原博士婆塞碑解說(同上第二十編七三七頁)參照

(10) 金史卷七十三完顏希尹傳及び同書卷四熙宗本紀參照

(11) 同上。

(12) 契丹女真西夏文字考(史學雜誌第九編一〇五八頁)參照

(13) 金史卷九章宗本紀。

(14) 史學雜誌第九編九二六頁。

(15) Actes du IIe Congrès intern. des Orient., Paris, 1897. Extrême-Orient, p. 15—17. 見 *Revue des Inscriptions in the Juchén and allied Scripts* に此の考を述べたものが Pelliot 氏による

天文日記と大阪

橋 川 正

天文日記は本願寺第十世證如の日乗である。證如は諱を光教といひ圓如の第二子であつて、永正十三年十一月二十日、山科の本願寺で呱呱の聲をあげ、大永五年祖父實如の示寂するに及んで、本

(16) 証如の傳記は *Young pro*, Vol. XXII, No. 4, p. 293. note 2.) に記してある。これに據つたのである。

(17) Guvains's Bericht über die Bekehrung der nigaren. Sitang-sberichted. K. p. A. d. W. 1912. S. 501.

(18) *Young pro*, Vol. XXII, No. 4, p. 293, note 2.

(19) 此の解釋については桑原博士や狩野博士にも質し、誤る所なきを信すると共に、*Young pro* に記して感謝の意を表明する。

(20) 史學雜誌第九編一〇六三頁

願寺留守職を襲ふた、時に年僅かに十歳で、青蓮院門跡尊鎮親王の門に入りて得度し、九條尙經の猶子となつた。これ本願寺に於ける攝家猶子の濫觴である。天文元年八月二十四日、證如の十七歳の

時、莊嚴只佛國の如くなりし山科の坊舎も、法華一揆の襲撃に會ふたので、難を大阪に避け、同二十三年八月十三日、三十九歳を以て遷化した。天文日記は即ちこの大阪移居の後に屬し、天文五年正月朔日に始まつて、同二十三年八月二日、遷化の期切迫する時に及び、證如の二十一歳から三十九歳迄約二十年間に亘つて居る。中には別に音信日記として、諸種の贈答品の手控もある。

この天文日記は單に本願寺乃至は眞宗の史料として屈強の價値を有するばかりでなく、戰國時代一般の史料として種々なる點に於て解明の光を投ずるが、就中大阪市の發達沿革を知る上に逸すべからざるものがある。先年出版された大阪市參事會編の大阪市史に天文日記の參照されて居らぬのは、かねて遺憾と思つて居たが、今その一節を補ふ意味に於てこの一文を發表し、併せて史料として見た天文日記の二三注意に上つた事項を記すこ

とゞする。

抑東成郡生玉庄内大坂御坊は、明應五年九月二十四日蓮如の敷地一覽に起源を有するのであつて實悟の拾塵記によると、その地は「虎狼ノスミカ也、家ノ一モナク島バカリナリシ所也」といふ。九月二十九日に鋤初があつて、翌十月八日には草坊が建つたといふから、最初はさゝやかな坊舎が設けられたに過ぎぬであらう。蓮如はこゝに前後三年居住して、山科との間を往返して居たやうである、その後この坊舎が俄に發展を遂げたのは、前述の證如移居の後で、これより所謂大阪本願寺として、一派中心の本寺となつたのである。その坊舎の結構なり、坊舎を圍繞する町屋即ち寺院都市の體裁はすべて山科時代の連続と見てよいのであつて、兩々相比較する必要がある。以下天文日記によつてこれらの狀況を窺つて見よう。

山科時代に於ては寺内八町と稱し、現にその遺

蹟に四丁野の名を留めて居るが、大阪に於ては寺内は六町であつた。六町といふのは清水町、北町南町、西町、新屋敷、繪物屋町(或ひは北町屋)である。その方位を現はす町名が、本願寺を中心として居ることはいふ迄もない。この六町が一廓の形を具へて居たことは、「六町のかまへ一覽候」(天文五年五月二十五日條)といふ語によつても察せられるが、先づその外圍の方面から見ると、堀を繞らして城郭の體裁を有したので、いはゞ寺院兼城郭都市の性質を帯びて居た。

一、新屋敷之町人ニ上野して申出様、新屋敷西口之わきの堀末ほりかけておき候、早々堀を堀立(天文五年正月二十九日條)

一、新屋敷乾角要害、此間町人普請し候、從今日近所の在々所々の人民來候(同六年三月六日條)。

一、新屋敷北堀出之以後土居之用ニ則北ノ畠ノ土取之候、其本役爲新屋敷、可出之段、無調法候間、爲此方出之候様ト、以注文申候(同七年三月二十八日條)。

一、寺内新屋敷、北土井堀之用ニ其邊之畠田等、土取之間地荒畢、其年貢爲領主催促之間、爲彼町此方へ申ハ地子錢出候てミ申候承候、返事ニハ此段以前ニ無其理ニハ、殊他町なきにも堀縁をかき候へ共、不及其儀條無覺悟之通申出候(同八年四月二十九日條)。

一、城を作り松田罷歸候間、五日正梅染三端遣之(同二十一年二月十日條)。

一、鯉江堤、武士之代官共、可城^{ツツ}之由申來、先ニハ六ヶ所八ヶ所、百姓雖城之、全無力之間、武士城之也、武士之爲候へ共、此方持分城候間、代官共へ樽遣之(同年四月二十三日條)。

而して本願寺が六町に對して「領主」の權能を有して居たことは右の引用文中に見える所であつて徴租の權をもつて居たことは蔽へない。但し十六人番匠だけは特別の扱ひを蒙つて居たやうである十六人番匠とは蓮如の時六人の番匠に命じて「番やぐら、橋、屏、くぎぬき、爲此衆仕也」とあるもので、これが後世には十六人に増え、十六人衆

とも呼ばれてゐた。天文二十一年頃になるとこの十六人衆が移増長跋扈したと見え「寺内に號十六人番匠、町之諸役不致之由、自北町申之」(同年二月二十五日條)と記されてゐる。諸役免除ではなかつたにしても、一般町民とは異つた特別待遇を受けて居たに相違ない。

而して六町には門があつて、毎日一定の時刻にこれを開閉し、その鍵は寺で保管した。

一、六町の門、辰刻半時歟、又前かに悉打之、鍵此方へ取候(同六年二月二十四日條)。

然しそれでは不便のことも出來するので、町の請求に任せ後には鍵を町に預けることにした。

一、六町ノ鍵、即町へ申請度由言上條遣之候、其子細者堀ぎわの麥まで、夜之盜候、就此儀出之也(同七年四月二十五日條)。

六町の夫々には町の長或ひは年寄總代ともいふべき代表者が定められてゐたやうに思はれるのは

「六町衆、一町宛召出、以盃斗會也」(同十一年正月元日條)といふ記事のあることである。一體この町を通じて幾何の人口があつたかは明かでないが北殿礎の地突に「町衆二百人」が出て居る處からいふと(同十六年十月二十三日條)、相當に多かつたやうである。して見ると六町衆といふのは、六町の全住民の意味ではなくその代表者と解するのが穩當である。

なほ六町には番屋なるものがあつて、寺内の警備に當り、町の秩序を維持した。

一、今朝六町の番屋ノに札を打候、判者上野斗、其子細者火付並盜人、博奕、此ヶ條事也、其段於告知者代物可遣之由也(同七年九月十四日條)。

犯罪者を懸賞附で檢舉せむとしたのも面白い。この番屋に就いては實悟の本願寺作法之次第に「寺内町の掟を番屋にせさせられ候し」とあるから山科時代から存することは疑はれぬ。日記の二十

年十一月十九日條に「番屋孫六、定番也」とあるが番屋詰の人名の明かなのはこれだけである。六年七月十一日條によると、「寺内益之躰」を停止せしめて居るが、六町の些細なことに關しても本願寺が無關心でなかつたことが察せらる。而して本願寺と寺内との親しみを示す事實として、風呂を擧げねばならぬのであつて、坊内の風呂の外に寺内だけの風呂も開かれた。たとへば六年八月二十日條や、七年二月十一日條に「寺内風呂焼候」とあるのがそれで、しかも男女別たれてゐたことは七年十二月二十八日條に「女房衆之風呂」といふのに對して私心記(續眞宗全書所收)に「男衆」と特にことばつたものがあるので明かである(天文十七年十二月二十七日、同二十年十二月二十九日條)。

六町の住民の中に商業に従事する者のあつたことは想像に難くないが、その明證とすべきものを拾はゞ、寺内坂東屋宗二郎といふのが如き人物をはじめとして、南町屋辰屋彌七、木村屋了專、油屋髭新右衛門、墨屋淨宗、厨子屋二郎左衛門、國分屋喜三郎、荒川屋源左衛門等が現はれて居る。屋號中でも油屋、墨屋、厨子屋の如き直ちにその商賣を語つて居るが、私心記に「町衆の扇屋」とあるのと共に注意すべきであらう。なほ寺内「あをや町の東比丘尼庵」なるものが見えて居るが、比丘尼庵のあつたことが町の氣分を味はしめると同時に、青屋即ち藍染屋のあつたことは檜物屋町の檜物屋と共に見逃せない。兎に角六町が一團として或る纏つた體裁を有して居たことは確かであらう。北町には惣道場があつて(同十六年八月十日條)、町民の精神生活をも偲ばしめるが、北町五日講(同十一年七月二十三日條)も恐らくこの惣道場を中心とした宗教的團結であつたのであらう。私心記には「町ノ頼子今日仕候」(永祿四年八月十日條)とあるから、町民の經濟生活も相應に發達し

て居たことが知られる。

更に眼を轉じて當時の本願寺の戰國亂離をよそにした平和な氣分を一瞥して見よう。先づ例年の歳首には謠ひ數番に興することになつて居るが、天文十三年の正月十六日には松嘶(松拍子)が三十人によつて行はれ、鶴龜、玉依姬、羅生門、花形見、巴園、松虫葛、城天狗の七番の名が見える。松拍子の曲名の明記されてゐるのは、この方面の研究の參考にならう。なほ盆正月の條々を見ると猿樂長命太夫、千秋萬歲、江州横せきの手猿樂、森のくせ舞幸若太夫、金剛太夫等が出入して居るばかりでなく、かつらむすめ(或ひは勝浦女と書くが京都桂村在住の特殊民である)が鮎のすし、小鮎、大豆等を持つて來て居たり、住吉長井宿から弦十張を納め、河原者彌次郎が箏や緒太を持つて來て居る。何れも社會民俗を見る上に看過することは出來まい。

正月には又よく雪打を行つて居る。その一例を示すと

一、大雪、自曉降候、壹寸餘降候、就其於堂之庭、各雪打させ候、又寢殿庭にても後少々、堂にて酒皆にのませ候(同七年正月十日條)。

雪にほてつた顔を酒で赤らめたことであらう。

陽春の候になつて梅の花が綻びそめると、例年寢殿の花見があるが、證如自ら攝北勝尾の山に花見に出かけたこともある。

八日ニハ勝尾花令見物、自其箕面寺之瀧加一覽也、自其吹田へ相越、以乘舟大坂へ歸也、雨故通路一向無正跡しるく、すべる間、及深更乘于舟、亥刻大過ニ令歸坊也(同二十年三月五日條)。

又木澤浦に潮于見物に赴いて、春の浦曲の風色を賞でたこともある。

爲鹽于見物、木澤浦へ越候(同七年三月三日條)
夏の興は盆踊にあつたらしいが、趣向を凝して新し

い躍を作つたこともある。天文十二年の盆には龍田躍、花笠躍、雪躍、小童風流(躑は笠鉦也)等の曲目が擧つて居るが、「松躍、令新作、女房衆致之」とある。なほ小童に關しては十五年六月九日條に「六町幼者共、生玉遷宮之能、予不見聞、見せ度之由」にてわざ／＼能樂を見せて居る。

秋には信貴山邊の紅葉を賞美したこともある。

一、亥刻半時斗、令發足、信貴山紅葉令歴覽之、飯食之以折、有酒十合持行也、饅頭大折二調持(中略)

一、自其法隆寺令見物、自其大坂へ亥刻歸也(同二十一年十月十三日條)。

なほ例年の行事ではないけれども、唐船見物の記事は注意せねばならぬ。日記によると明船が大阪にまで來て、本願寺の寺内に乘入れたやうである。天文十六年のことであるが、八月十日に興正寺の取次で唐人中から二十種を納めたので同月二十日に返禮として、本願寺から米十石、薪五十把、味噌三桶と五百疋を贈つて居る。越えて九月

三日に「爲唐船見物越行也」とあるが、「上手堂之下河ニ納」と註して居る。この註を更に明かに説明するために次の記事を引いておかう

一、左馬頭松井十兵衛、小河左橋兵衛、水尾源介、並河四郎左衛門等へ、就今度唐船寺内へ乘入之儀、被相意之間、爲其禮唐物三種、充五人遣之也、使河野兵庫取次(同年十月一日條)。

これによつて前の「堂之下」が本願寺の堂を指すことは疑へない。なほ唐物の價格に關する記事があるが、たとへば唐絲十斤代二十貫、緞子五端代拾三貫、唐木綿十端三貫五百文、砂糖二十斤代一貫斗といふ類であるが、交通史料なり經濟史料としても貴重である。なほ堺津へ唐船見物に出かけたのはこれよりも早く、天文七年十二月一日條に一、就唐船見物之儀、以隱密堺津へ越候、慈光寺道場へ着候、板原次郎左衛門依馳走也、即及晚船加一覽之、於船中客衆折樽到來候。

とあるが、證如自身の異邦趣味によることでも

あるが、本願寺の社會的交渉を觀察する上からも興味が尠くない。

私は以上述べたが如き本願寺を中心とした寺内六町を基礎として大阪市が發達したと主張しようとするのではないが、寺内六町が都市發達上の主要な一つの鑑となつたことは認めてよからうと思ふ。後の大阪市からいへば一部分に過ぎぬけれども、發達を促す一要素となつたことは肯定せられるであらう。この意味に於て寺内六町の存在は大阪市史に是非記載せられねばなるまい。